

富山大学理学部同窓会 雪紋 年会費集金に関する規則

令和元年 7 月 27 日制定

令和 8 年 7 月 25 日改正

(趣旨)

第 1 条 この要項は、富山大学理学部同窓会 雪紋 会則第 17 条第 5 項に基づき、年会費の集金に関し、必要な事項を定める。

(年会費の額と集金方法)

第 2 条 年会費は 2 千円とし、毎年集金する。

(年会費納入の特典)

第 3 条 25 年分の年会費 5 万円を一括納入する場合は、以後集金しないものとする。

2 累計 25 年分の年会費を納入した場合は、以後集金しないものとする。

(使用目的)

第 4 条 年会費は、主として理学部同窓会の会報の作成・編集・発行・発送に使用する他、同窓会名簿の発行、毎年開催される理学部のサイエンスフェスティバルの支援、同窓会支部活動支援、学位記授与式支援、理学部の教育・研究活動支援の他、理学部同窓会の目的を達成するための事業に使用するものとする。

(規則の改正)

第 5 条 本規則を改正しようとするときは、理事会の審議を経て、総会において決定するものとする。

附則

- 1 この規則は、令和元年 7 月 27 日から施行する。
- 2 富山大学理学部同窓会 10 年会費徴収に関する要綱（平成 28 年 5 月 26 日制定）は廃止する。
- 3 既に 10 年会費を納入した会員の年会費は、この規則施行後 3 年間集金を免除する。